

FAQ よくあるご質問と回答  
中小企業海外展開支援事業～基礎調査及び案件化調査～

項目	No	Q	A
本事業全般について			
全体	1	JICA 以外の公的機関の中小企業支援制度と重複して応募可能か？	可能ですが、目的によって制度は異なりますので、事業内容に適した制度への応募をご検討ください。ただし、他機関・団体の事業補助金等と対象地域や内容が重複する提案は本事業の対象外となりますのでご留意願います。また、すでに他機関の支援を得ている場合は、業務従事者の従事期間・内容が本事業と重複していないことを確認させて頂く場合があります。
全体	2	基礎調査及び案件化調査では、JICA が事業実施に必要な承認を相手国政府から取得する手続きを行うのか？	基礎調査及び案件化調査の実施にあたっては、原則として現地政府との実施合意は不要です。従って、事業実施に必要な承認を相手国政府から取得する手続きも不要です。ただし、海外事業実施に必要な許認可は提案法人が取得する必要があります。
全体	3	JICA からコンサルタントを紹介してもらうことは可能か？	国内のコンサルタント等の紹介については、JICA が国際開発ジャーナル社に委託して中小企業とコンサルタントとのマッチング窓口を設けていますので、 <a href="https://jica-consul-matching.jp/">https://jica-consul-matching.jp/</a> を参照ください。
全体	4	JICA から相手国政府機関やビジネスパートナー、現地の団体等を紹介してもらうことは可能か？	JICA は相手国政府機関やビジネスパートナー、現地の団体等とのマッチングは行っていません。原則、情報収集は提案法人が行ってください。
全体	5	過去の報告書の閲覧は可能か？	以下のページからご確認いただけます。 <a href="https://www2.jica.go.jp/ja/priv_sme_partner/">https://www2.jica.go.jp/ja/priv_sme_partner/</a> また、他の ODA 事業における報告書も JICA 図書館等で閲覧可能です。
全体	6	調査期間中のビザ、就労許可証はどの様なものが必要か？	提案法人にて旅行代理店等を通じて、必要なビザを確認ください。
全体	7	販売実績がなくても応募は可能か？	可能ですが、基礎調査及び案件化調査ともに、それぞれの審査基準に基づいて審査を行う点、予めご了承ください。なお、案件化調査については、「途上国発イノベーション」として国内海外で販売実績のない製品・技術等の提案を採択予定です。
全体	8	ヒアリングがあるとのことだが、事前アポイントに基づく正式なものなのか、それとも電話での聞き取りなのか？	すべての企業が対象となるわけではなく、企画書のわかりにくい箇所や疑問点に関して JICA 側の担当者が企業側とアポを取って 30 分程度ヒアリングを実施することがあります。
全体	9	A国で案件化調査を終了し、現在、A国で普及・実証事業を実施中である製品について、これをB国の状況に合わせて改良し、B国の開発課題に対応するための事業展開を考えている。別の国での改良した製品の事業展開について、案件化調査に応募することは可能か？また、現在、普及・実証事業を実施していることがネガティブな評価に繋がるのか？	同時期の応募でなければ、既存中小企業企業海外展開支援事業を実施中であっても、別事業への応募は可能です。但し、契約期間の重複はできませんので、既存実施事業の契約期間と応募事業の契約時期が重複しないことが前提となります。なお、既存事業を実施しているという事実が別事業の審査でマイナスにつながることはありません。

全体	10	提案製品・技術や国が異なる場合であれば、提案法人が同時期に募集されるJICA事業に応募できるのか？	提案製品・技術や国が異なる場合であっても、提案法人が同時期に募集される JICA 中小企業海外展開支援事業に重複して提案した場合は、無効となります。(詳細は募集要項の「本制度の対象外となる案件」を参照)
全体	11	【案件化調査のみ】 機材を調査対象国に持って行った場合、持ち帰るのが原則とのことだが、契約時の段階で、例外的に機材を持ち帰らないとするは認められるのか？	案件化調査で持ち込んだ機材は、持ち帰ることが原則です。なお、個別に事情を鑑みて特例措置を取るかどうか判断します。
資格要件・提案要件			
資格要件	12	小額の出資であっても、提案法人と資本関係のある者は外部人材として認められないのか？	提案企業と外部人材間において 実質的支配関係にあるか等、両者の関係性につき確認し、契約交渉時に個別に協議の上、判断します。
資格要件	13	募集要項によると、「参加資格要件は資本金三億円以下ならびに三百人以下の会社」との記載があるが、「ならびに」は「OR」か「AND(かつ)」のどちらの意味か？	「OR」です。どちらかの条件を満たしていれば資格要件を満たすものとなります。
民間企業の製品・技術の活用が期待される課題	14	「民間企業の製品・技術の活用が期待される課題」に関し、提案内容が掲載されている対象国と課題に合致しなければ、「民間企業の製品・技術の活用が期待される課題」に合致しているという理解か？	以下Webページで公開している「民間企業の製品・技術の活用が期待される課題」に合致すると判断される場合は企画書で明示ください。 <a href="https://www.jica.go.jp/sme_support/reference/subjects.html">https://www.jica.go.jp/sme_support/reference/subjects.html</a>  同課題に合致しているかどうかについては当機構で判断させていただきます。
提出書類・企画書等			
提出書類	15	先方機関より協力レター等を得ている場合、応募にあたり同レターを応募書類に添付できるのか？	企画書は 15 ページで設定されており、企画書の別添書類としてレターを添付することはできません。企画書本文に画像で貼り付けることは可能です。
調査実施国・調査実施国政府関係機関関連			
調査実施国政府関係機関	16	調査実施国政府関係機関の情報はどの程度必要か？企画書への記載は機関名のみでも良いか？	想定する調査実施国政府関係機関名を記載するのみで良いですが、具体的に話が進める場合は、その内容を記載ください。
調査実施国政府関係機関	17	カウンターパートは複数挙げても良いのか？	可能ですが、複数挙げる際には、各機関の役割等を整理する必要があります。
調査対象国	18	調査上の関係から二国間にまたがる活動は可能か？	原則 1 カ国 となります。案件内容によって、どうしても複数国でないと調査ができない場合は、なぜ複数国で調査を実施する必要があるのかを企画書に記載ください。
調査内容(分野、調査期間・実施体制・人材配置等)			
業務従事者	19	採択から契約までの間、あるいは事業実施中に業務従事者を変えることはできるのか？	業務従事者の変更はやむを得ない事情がある場合に、同等以上の経験・ノウハウを持っている方を交代要員として認められる場合は、変更可能です。 但し、業務主任者とチーフアドバイザーは、事業実施に影響を与えない程度の「日数の減少」等は認められますが、原則として交代は認められません(業務主任者の変更となる場合は契約書の修正が必要となります)。

業務従事者	20	民間連携事業及び中小企業海外展開支援事業経理処理（積算）ガイドライン「表 2」によれば、チーフアドバイザーは 2 号あるいは 3 号とあるが、4 号程度の人員を 2 名程度外部人材として参団させる場合、チーフアドバイザーはどのように設定すればよいか？	外部人材を活用する場合は、提案企業以外に所属する業務従事者の中からチーフアドバイザーを指定してください。また、チーフアドバイザーの格付は 2 号又は 3 号である必要はなく、実際の業務の内容・難易度に基づき設定してください。
業務従事者 （外部人材）	21	国籍が日本国である必要があるのか。外国籍の人でもよいのか？	外国籍の方も業務従事者、外部人材の対象となります。事業計画を立てる際、外部人材とするのか、現地備人とするのか、業務に応じご検討ください。
経理関連（予算・見積り等）			
支払	22	前払い、部分払いの認可条件は何か？	前払い、部分払とも、基本的には可能であることを『契約約款』に定めています。前払いは、金融機関の保証を条件として、契約金額の 40%まで可能です。業務委託契約約款第 16 条に規定する前払金については、契約交渉における合意に基づき、同条に定める限度額の範囲内で、初年度における請求金額が制限されることがあります。部分払いは、契約に定めた中間成果品の提出及び検査合格を条件として、その提出までに支出したとみなせる経費を、その 90%迄を上限に、請求できます。詳細は、募集要項とともに公開した『業務委託契約書サンプル』中の「附属書 I 業務委託契約約款」第 16 条及び第 17 条の記載等を御確認ください。
前払い	23	前払いの必要書類に金融機関の保証書とあるが、これはどのようなものか？	JICAは、原則、後払いを行っておりますが例外として「前払い（契約金額の40%まで）」を行う場合は、金融機関等に支払額の保証をしてもらう必要があります。提出を受ける「保証書」には、JICAが定めた書式はありませんが各金融機関にお問合せ願います。
計上可否	24	機材の据付に係る経費は計上可能か？	基礎調査、案件化調査では、機材据付に係る経費は計上できません。
旅費	25	航空賃の見積は、ディスカウントチケットでもよいか？	復路が変更可能な正規割引運賃で見積もっていただくことを原則としていますが、経費削減のため、予約変更不可の格安航空券であったとしてもその使用は認められます。ただし、予約変更不可の航空券を万一キャンセルすることになった場合、使用しなかった航空券は精算の対象とはなりませんので、こうしたリスクがあることにはご注意ください。また格安航空券であっても I T チケットなど、E チケット上に航空運賃が記載されない種別のチケットは、料金の妥当性が確認できないため利用を認めておりません。旅行会社に依頼される際はご注意ください。
見積り	26	航空賃について、経由便（遅くて安くなる場合）と直行便（早くて高くなる場合）には、どちらを選択すればよいか？	基本原則は、経済路線を選択していただきます。しかし、さまざまな条件（経由地での乗り継ぎ等旅行日数が嵩む）により、多少高い直行便の方がメリットがあると確認されれば、直行便を選択いただくこともあります。

見積り	27	【案件化調査のみ】 輸送費に関し、薬剤などは、消耗品とみなされ片道輸送費が計上可能という理解でよいか？一製品あたりの上限金額等、消耗品の定義があるか？	消耗品は、1回限りの使用で消耗する物品で、提案製品そのものないしは提案製品と組み合わせで一つの機能を発揮する物品を想定しています。当該製品が消耗品にあたるか否かは、契約交渉で個別に確認します。
-----	----	--	--